

V. 利用者利便・環境

(1) 交通バリアフリー

① 旅客施設(1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設及び

2,000人以上3,000人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設であるもの)

令和4年3月31日現在

	愛知	静岡	岐阜	三重	福井	中部管内	全国
鉄軌道駅	287	48	22	29	5	391	3,348
(うちトイレ設置施設数)	(261)	(47)	(20)	(29)	(5)	(362)	(3,161)
段差の解消	267	46	21	26	5	365	3,135
	93.0%	95.8%	95.5%	89.7%	100.0%	93.4%	93.6%
視覚障害者誘導用ブロック	101	19	9	2	5	136	1,393
	35.2%	39.6%	40.9%	6.9%	100.0%	34.8%	41.6%
案内設備	243	39	17	21	5	325	2,569
	84.7%	81.3%	77.3%	72.4%	100.0%	83.1%	76.7%
障害者用トイレ	237	42	18	25	5	327	2,906
	90.8%	89.4%	90.0%	86.2%	100.0%	90.3%	91.9%
バスターミナル	3	1	-	-	-	4	42
(うちトイレ設置施設数)	(3)	(1)	-	-	-	(4)	(33)
段差の解消	3	1	-	-	-	4	39
	100.0%	100.0%	-	-	-	100.0%	92.9%
視覚障害者誘導用ブロック	3	1	-	-	-	4	38
	100.0%	100.0%	-	-	-	100.0%	90.5%
案内設備	3	1	-	-	-	4	32
	100.0%	100.0%	-	-	-	100.0%	76.2%
障害者用トイレ	3	1	-	-	-	4	23
	100.0%	100.0%	-	-	-	100.0%	69.7%

- 注 (1) 「段差の解消」については、バリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準第4条(移動経路の幅、傾斜路、エレベーター、エスカレーター等が対象)への適合をもって算定した。
(2) 「視覚障害者誘導用ブロック」については、バリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準第9条への適合をもって算定した。
(3) 「案内設備」については、バリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準第10条～12条への適合をもって算定した。
(4) 「障害者用トイレ」については、バリアフリー新法に基づく公共交通移動等円滑化基準第13条～第15条への適合をもって算定した。
(5) 「障害者用トイレ」の適合率は、設置施設数については便所を設置している旅客施設のみを基に算出した。

※バリアフリー新法＝高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律